

## 報告第4号

### 専決処分の承認を求めることについて

笠間市の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成30年6月1日提出

笠間市長 山口 伸樹

### 提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

## 専決第7号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成30年4月16日

笠間市長 山口 伸樹

### 理由

笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、平成30年4月23日から施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分するものであります。

笠間市の特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例  
の一部を改正する条例

笠間市の特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（平成18年笠間市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 17 平成30年4月23日から平成31年3月31日までににおける市長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の10分の10に当たる額を減じた額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

笠間市の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(平成18年笠間市条例第42号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>17 平成30年4月23日から平成31年3月31日までにおける市長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の10に当たる額を減じた額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u></p>	<p>附 則</p>